平成２７年（フ）第５９号
仙台市青葉区国見１丁目11番14号　株式会社リバープ301号、主たる営業所の所在地新潟県村上市板貝525番地
破産者　菅原　光三
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第８１号
新潟県新発田市大伝414番地
破産者　赤沢　武男
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第８９号
新潟県新発田市東新町１丁目10番30号　レジデンス瞳　105
破産者　酒井　克武
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第４２号
山梨県富士吉田市小明見2074番地
破産者　広瀬博久こと廣瀬博久こと　**廣**瀬　博久
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
長野県佐久市原262番地４、開始決定時の住所長野県佐久市原593番地１
破産者　飯塚　満雄
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１９１号
静岡県富士市松岡361番地の１、住民票上の住所静岡県富士市柚木102番地の１
破産者　望月　俊広
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４５５号
静岡県浜松市中区幸１丁目９番４号　リバティヒル幸Ｄ－202
破産者　村松　一臣
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４５７号
静岡県湖西市駅南３丁目６番15号　Ｂ
破産者　松尾　雄次
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６６４号
京都市伏見区深草フケノ内町１番地５　リフレ深草201号、破産手続開始決定時の住所京都市南区東九条柳下町54番地２　大和マンションＡ－４
破産者　北村明淑こと　徐　　明淑
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６５１号
京都市左京区一乗寺樋ノ口町24番地
破産者　白山**龍**鉄こと　ＢＡＥＫ　ＹＯＮＧ　ＣＨＵＬ　白　　龍鐵
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７３６号
京都市山科区西野小柳町41番地２　シカタシャンブレットⅠ　103号、前住所京都市西京区山田四ノ坪町11番地４　サントル西京601号
破産者　北村　篤志
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７７５号
京都市左京区上高野東山108番地
破産者　和田　悦子
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８２４号
京都市山科区日ノ岡ホッパラ町２番地
破産者　寺尾　忠紘
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
福岡県直方市大字山部407番地９　２号
破産者　隅川小百合
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第２４号
福岡県筑後市大字水田838番地２
破産者　光安　勇生
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第４１号
福岡県八女市黒木町今320番地１
破産者　近藤　法大
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第２２１号
長崎県長崎市館内町３番７号　藤田ビル、旧住所長崎県長崎市立岩町25番20号　久松アパート201
破産者　川﨑　　稔
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
宮崎県小林市野尻町三ケ野山3032番地３
破産者　四位　邦彦
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４２号
宮崎県小林市野尻町三ケ野山1400番地３
破産者　下湯　舞子
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部